

著作権学習

○高校生のための著作権教材 <http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/koukousoft/index.html>

メニューから「引用」について調べよう

○5分でできる著作権教育 http://chosakuken.jp/example_list.html

- 他人の著作物を全く利用できないのではなく、『この部分はこの人のものだ』と出所や出典を明らかにすれば、利用できる。このことを「引用」と呼ぶ。「引用」は、他人の著作物を引き合いに参照して、自分の論理を展開すると主張が明確になるという効果がある。
- 他人の作品を自分の作品の中で紹介するには、自分のオリジナルな考えの部分と他人の考えの部分をはっきり区別する必要がある。
- 他人の作品部分には、その著者名や著作物名・発表年などの情報も記載する必要がある。これを出所の明示という。
- 「引用」にあたって基本情報以外にも、次の注意点がある。(フリップや配布物)
 - ①自分の著作物は質量ともに主であり、引用部分は従であること。
 - ②引用部分は自分が作った部分と明確に区別できること。
 - ③引用部分は改変しないこと。
 - ④引用著作物は出典が明示されていること(著作権法第48条 出所の明示)。
- 著作物の利用に関するルールは、単なるマナーではない。
- コピーをしたり真似をしたりしても相手のものが減るわけではないが、知的創作物という形のない財産権が無断利用により侵害されることになるため、一定の条件を守らずに利用した場合は、損害賠償(民事的責任)を請求されたり、告訴によって罰則(刑事的責任)が科されたりすることがある。著作権の侵害は窃盗と同じ。
- 告訴されなければ問題がないのか。告訴がなければ適法になるわけではなく、いつ訴えられるか分からないというリスクを抱え続けなければならない。
- 未成年であっても刑事的責任が全く問われないわけではないし、民事的責任も免除されるものではない。
- 「引用」は権利者に許諾を得ずに他人の作品を利用できる制度の一つであるが、その他にも権利者の了解を得ずに他人の著作物が利用できる制度がある。
- 各自の作品の中に、他人の著作物を勝手に利用したり改変したりしてはいけない。

「改変」は、元の文章の意味と異なる文章でも作ることができてしまうので、著作権では許されない行為である。
- 自分と同じ考え、反対の考え、時代や立場で異なる考えを示すことはとても重要である。

著作権(Copy Right) 著作物とは、その人の思想や感情が創作的に表現されたものをいいます。

- 言語の著作物** 論文、小説、脚本、詩歌、俳句、講演など
- 音楽の著作物** 楽曲及び楽曲を伴う歌詞
- 舞踊、無言劇の著作物** 日本舞踊、バレエ、ダンスなどの舞踊やパントマイムの振り付け
- 美術の著作物** 絵画、版画、彫刻、まんが、書、舞台装置など(美術工芸品も含む)
- 建築の著作物** 芸術的な建造物(設計図は図形の著作物)
- 地図、図形の著作物** 地図と学術的な図面、図表、模型など
- 映画の著作物** 劇場用映画、テレビ映画、ビデオソフトなど
- 写真の著作物** 写真、グラフィックなど
- プログラムの著作物** コンピュータ・プログラム ※↑ このほかに次のような著作物もあります。

- 二次的著作物 上記の著作物（原著作物）を翻訳、編曲、変形、翻案（映画化など）し作成したもの
- 編集著作物 百科事典、辞書、新聞、雑誌、詩集などの編集物
- データベースの著作物 データベース

なお、次にあげるものは著作物であっても、著作権がありません。

- (1) 憲法そのほかの法令（地方公共団体の条例、規則も含む。）
- (2) 国や地方公共団体又は独立行政法人の告示、訓令、通達など。
- (3) 裁判所の判決、決定、命令など。
- (4) (1)から(3)の翻訳物や編集物で国、地方公共団体又は独立行政法人の作成するもの。

保護期間

●著作権の保護期間

著作権の原則的保護期間は、著作者が著作物を創作した時点から著作者の死後 50 年までです。そのほかの例外的保護期間を合わせて表にすると下のようになります。

著作物の種類	保護期間
実名（周知の変名を含む）の著作物	死後 50 年
無名・変名の著作物	公表後 50 年（死後 50 年経過が明らかであれば、そのときまで）
団体名義の著作物	公表後 50 年（創作後 50 年以内に公表されなければ、創作後 50 年）
映画の著作物	公表後 70 年（創作後 70 年以内に公表されなければ、創作後 70 年）

※死後、公表後、創作後の期間の計算は、期間計算を簡便にするため、死亡、公表、創作の翌年の 1 月 1 日から起算されます。なお、保護期間中でもその著作権者の相続人がいないときは著作権は消滅します。

●著作隣接権の保護期間

実演	実演が行われたときから 50 年
レコード	レコードの発行（発売）が行われたときから 50 年
放送又は有線放送	放送又は有線放送が行われたときから 50 年

※音の固定後 50 年以内に発行されなければ 50 年とする。

Q. 川口市と鳩ヶ谷市の歴史に関するレポートをまとめなさい。なお、資料の引用では手続きを守ること。

レポート用紙 A4 たて 横書き 30 字 30 行

1 行目にタイトル 2 行目にクラス・番号・名前

<例>

「県の陽（みなみ） 川口市と鳩ヶ谷市の歩みについて」

4C あへ

1. 川口市の歴史

川口に人間が住み始めたのは、今から約2万年前といわれています。その頃、川口の南部は海面下にありました。北東部の台地には、旧石器時代の天神山遺跡や縄文時代の遺跡である猿貝・新郷・石神貝塚をはじめ多くの遺跡が残されており、海辺で生活を営んだ祖先を知ることができます。

2. 「川口」の名称のはじまり

川口という名称は、旧入間川(現在の荒川)の河口に臨んでいたことから起きているといわれていますが、治承4年(1180)源頼朝の挙兵に加わるため弟義経が鎌倉に向かう途中、川口の渡しで兵をあらためたことが「武蔵国足立郡小川口に着き、兵を闘したところ八十五騎になっていた」と『義経記』に記されています。

3. 川口の発展

川口の地も戦国時代には、太田氏や北条氏の支配を受けましたが、江戸時代に入るとほとんどが幕府直轄領となり、代官の支配下に入りました。見沼溜井や見沼代用水、赤堀用水などの灌漑治水によって農業が一層発展しました。また、日光御成道は徳川家康の霊廟を日光に移した元和3年(1617)以降整備され、川口にも将軍の日光参詣に伴う休憩所(錫杖寺)や郵便業務を行う問屋場がおかれまし。享保13年(1728)の見沼代用水路の開さくによる舟運・陸上交通の整備に伴って商品の流通が盛んになり、今日の川口の発展の基となる種々の産業が興りました。鋳物産業は、江戸中期以降は技術の確かさと江戸市民の需要増大によりますます盛んとなりその数もさらに増えて発展の一途をたどりまし。また、承応年間(1652~1654)に安行の吉田権之丞によって始められたという植木や苗木の栽培は、明暦3年(1657)の江戸大火によって焼野原となった江戸へ、植木や草花を供給して以来発展しました。さらに幕末期には、織物・釣竿が江戸を中心に商品として進出するようになりまし。当時の川口町は、今の本町1丁目と金山町を中心に300戸ほどの家が集まっただけの小さな町で、現在賑やかな川口駅前や栄町・幸町付近は見わたす限りの田畑や湿地帯であったといわれています。明治末期には鋳物工場が150軒ほどになり、荒川や芝川の舟運を利用して原料や製品運搬が行われまし。その後、川口町駅や新荒川大橋ができると鋳物産業を中心に飛躍的発展をとげ、「鋳物の街川口」の名は全国に知られるようになりまし。

4. 新しいまちへと

昭和8年4月1日に、川口町・横菅根村・南平柳村・青木村の1町3村が合併し、昭和15年には、芝村・神根村・新郷村の3村を合併。更に昭和31年に安行村、昭和37年に美園村の一部であった戸塚を合併しました。そして平成23年10月11日、人口約6万人、面積6.22平方キロメートルの鳩ヶ谷市と合併し、人口約58万人、面積約62平方キロメートルとなった新川口市がスタートしました。古くは「日光御成道(にっこうおなりみち)」で結ばれた宿場町として共に栄えた両市。川口宿、鳩ヶ谷宿が一つになった新しい川口市は、古い伝統を持つ鋳物・植木・釣竿をはじめとする幅広い産業と、市民のたゆまぬ努力に支えられて 県下随一の近代産業都市、一大生産都市としての形態を整え、21世紀初頭の都市像である「緑 うるおい 人 生き活き 新産業文化都市 川口」を目指して着々とその歩みを進めています。

5. 引用

川口市役所HP 川口市の概要・歴史

<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/01050014/01050014.html>

ウィキペディア 鳩ヶ谷市より

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%B3%A9%E3%83%B6%E8%B0%B7%E5%B8%82#.E6.AD.B4.E5.8F.B2>

1. 川口市について

川口市に住んでいない私としては、川口市から連想されるイメージは、鋳物の街、キューポラのある街、映画の舞台になった街、東京のそば、埼玉県境、122号線、などなどである。

川口市まで毎日自動車通勤で片道約1時間。決して近くはない街であるが、交通量は多く、人がたくさん歩いているのでやはり都会なのだろうか。

しかし、人がたくさん住んで、交通量も多いということは、生活には便利だが、環境を考えると私には暮らしにくい街だと思う。

昨年、鳩ヶ谷市と合併がおこなわれ、さらに大きな街へと変貌しつつある川口を考えてみたい。

2. イベントによる相互理解へ

2012年5月26日 テレビ東京「出没！アドマチック天国」では「鳩ヶ谷」が放送された。合併後の鳩ヶ谷にスポットをあてた放送であった。ちなみに今回の第1位は「日光御成街道」であった。

日光社参(徳川家による東照宮への参詣)の為に整備された街道。

当時の様子を思わせる行列が、2012年11月11日(日)に開催予定の「日光御成道まつり」で再現されます。当日、その行列は1000人参加予定。鳩ヶ谷宿と川口宿、離れた2つのエリアで行われます。170年ぶりに、鳩ヶ谷に華やかな行列が蘇ります。(番組HPより)

合併したとはいえ、それぞれの街にはそれぞれの文化や歴史があり、こうした行事やお祭りを大切にしていくことで互いの地域のよさや伝統を理解していければいいと思う。

3. まとめ

広域合併は川口市だけでなく、県内のあちこち、全国で数多く実施されてきた。破綻になったケースもたくさんあり、合併はしたものの、その後の行政サービスに問題が発生したり、住民同士でのトラブルがくすぶるなど、順風満帆と入っていない。

こうした先例から考えてみれば、川口・鳩ヶ谷の合併の成否を下すまでにはもう少し時間をかけて観察する必要があるだろう。

それぞれの街では、日々の営みがあり、住民の暮らしがある。時間の経過とともに、融合され、暮らしやすい街に発展されることを願って止まない。

著作権に関するアンケート

1 「著作権」という言葉を聞いたことがありますか。 答え ① はい ② いいえ

「① はい」と答えた人、どのような場面で聞いたことがありますか。（複数回答可）

①学校の授業 ②新聞の記事 ③テレビ放送 ④インターネット ⑤家族・友人との会話 ⑥その他

2 次の行為は、著作権の侵害になるかどうかを答えなさい。

① 侵害になる ② 侵害にはならないがマナー違反である ③ 侵害にならない

- (1) 地図のコピーをつけたパーティーの案内状を数人の友人に送った。
- (2) 有名な振り付けを完全にまねてダンスの発表会で踊った。
- (3) 図書館で本のほとんどのページをコピーした。
- (4) マンガのキャラクターをフィギュア化して販売した。
- (5) ソフトウェアのコピープロテクトを解除した。
- (6) ソフトウェアのプログラムをバックアップ目的でコピーした。
- (7) 話題の小説を10ページコピーして20人の友人に渡した。
- (8) 有名人の講演会を許可なく録音した。
- (9) 音楽CDをレンタルし、CD-Rにコピーして自宅で聞いている。
- (10) インストールしたソフトウェアを友達に売却した。
- (11) ファイル共有ソフトWinnyをインストールした。
- (12) 映画館で上映中の作品を自分で楽しむためにビデオカメラを持ち込んで録画した。
- (13) 書店で雑誌のページを携帯電話で撮影した。
- (14) 映画DVDをレンタルして、コピーガード（プロテクト）を外しDVD-Rにコピーして自宅で見ている。
- (15) 話題の小説のタイトルとカバーをブログに掲載した。
- (16) 亡くなった映画俳優の写真をブログに掲載した。
- (17) 今日の新聞記事の見出しを自分の携帯のHPで紹介した。
- (18) 話題の事件を取り上げている新聞記事の社説をブログで紹介した。
- (19) 人気キャラクターを自分で描いて（模写して）ブログで紹介した。
- (20) 明らかに著作権に違反しているサイトを利用した。
- (21) 作者不詳の怪談を自分のブログに掲載した。
- (22) 他人のHPを自分のHPから見られるようにリンクをはった。許可を得ていない。
- (23) ブログに他人のHPで掲載されていた写真と文章を無断で使った。
- (24) 「タウンページ」の1ページだけコピーしてブログに載せた。
- (25) テーマパークのお城を背景に撮影した写真をブログに載せた。
- (26) 人気お笑い芸人のギャグをブログでデータベース化した。
- (27) 違法コピーのCDと承知してオークションで購入した。
- (28) CDジャケットをスキャナで読み取った画像を利用してTシャツを作った。
- (29) ヒット曲を自分で演奏している映像を動画投稿サイトに載せた。
- (30) 有名なヒット曲を自分でアレンジして学園祭で演奏した。
- (31) ファイル交換ソフトで楽曲をダウンロードした。
- (32) 新聞のニュース記事をそのまま自分のHP上に掲載した。
- (33) 美術館の絵画を携帯で撮影した。
- (34) テレビ放送の映画をDVD化してオークションに出品した。
- (35) 児童文学作品を点字に変えて点字本にした。
- (36) 学校の授業として体育館で名作映画の上映を行った。
- (37) 惑星や星などを自分で描いて、自分のサイトに掲載した。
- (38) クラシックを自分のHPのBGMに採用した。
- (39) マンガのセリフや文をサイトに載せた。

著作権に関するアンケート集計用紙

1 「著作権」という言葉を聞いたことがありますか。

答え ① はい ② いいえ

「① はい」と答えた人、どのような場面で聞いたことがありますか。（複数回答可）

①学校の授業②新聞の記事③テレビ放送④インターネット⑤家族・友人との会話⑥その他具体的に)

①	②	③	④	⑤	⑥
---	---	---	---	---	---

2 次の行為は、著作権の侵害になるかどうかを答えなさい。

① 侵害になる ② 侵害にはならないがマナー違反である ③ 侵害にならない

(1)	①	②	③	(21)	①	②	③
(2)	①	②	③	(22)	①	②	③
(3)	①	②	③	(23)	①	②	③
(4)	①	②	③	(24)	①	②	③
(5)	①	②	③	(25)	①	②	③
(6)	①	②	③	(26)	①	②	③
(7)	①	②	③	(27)	①	②	③
(8)	①	②	③	(28)	①	②	③
(9)	①	②	③	(29)	①	②	③
(10)	①	②	③	(30)	①	②	③
(11)	①	②	③	(31)	①	②	③
(12)	①	②	③	(32)	①	②	③
(13)	①	②	③	(33)	①	②	③
(14)	①	②	③	(34)	①	②	③
(15)	①	②	③	(35)	①	②	③
(16)	①	②	③	(36)	①	②	③
(17)	①	②	③	(37)	①	②	③
(18)	①	②	③	(38)	①	②	③
(19)	①	②	③	(39)	①	②	③
(20)	①	②	③				

まとめアンケート

問い 以下の設問に答えてください。

③その他は今後の授業の資料とします。参考となる意見や質問を記入してください。

1 Web教材の感想を教えてください。

() ①よくわかる②よくわからない③その他 ()

2 プリント教材について

() ①わかりやすい②わかりにくい③その他 ()

3 知的財産権について

() ①知っていた②知らなかった③その他 ()

4 著作権について

() ①知っていた②知らなかった③その他 ()

5 まとめ学習について

() ①よくわかった②よくわからなかった③その他 ()

6 1学期の授業を振り返って

() ①自分なりによく頑張って出席した②欠席が多かった③その他 ()

7 授業について

() ①よくわかった②よくわからなかった③その他 ()

8 授業の進め方

() ①授業進度が速い②授業進度が遅い③その他 ()

9 質問など

() ①難しい質問が多い②易しい質問が多い③その他 ()

10 試験について

() ①問題が難しい②問題が易しい③その他 ()

以上で質問は終了です。お疲れ様！

まとめアンケート 集計用紙

	①	②	③
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			